

I T 投資は今がチャン
ス・I T 投資減税ご存
知？

執筆担当者
飯島 賢二

二〇〇〇年十一月に
成立した「I T 基本

法」では、五年以内に
世界最先端のI T 国家
を目指すと宣言し、翌

年「e J A P A N 戦
略」と名付けた政策プ
ログラムを打ち出して

いる。この政策方針の
下、平成十五年度の税
制改正で「I T 投資促

進税制」が創設された。
その骨子は、平成十五

年一月一日から同十八
年三月三十一日までの
間に、パソコンなど一

定のI T 関連設備等を
取得して、国内の事業
用に使った場合、

・ 取得価額の一
〇%相当額を法
人税から控除す
る(税額控除)

・ 取得価額の五

〇%相当額の特
別償却のいずれ
かを選択適用で
きるというもの
である。

今回の改正の特徴は、
適用対象設備にインタ
ネット電話などの最

新鋭の設備が認められ
た上、ソフトウェアで
も対象可能となった点

にある。
また、資本金三億円
以下の企業に関しては、

税額控除の対象にリ
ス(リース)料金総額の
六〇%も含まれると

いう点では、画期的と
いえるかもしれない。
更に、当期の法人税

額の二〇%相当額を限
度とし、控除限度超過
額については、一年間

の繰越ができる点も、
大変ありがたい制度と
なっている。

もう少し具体的に、
いくつかのポイントを
述べてみる。

まず対象者は、青色
申告を提出する法人、
個人事業者に限られ、

大企業(資本金三億円
超)も特別減税の対象
となる。また、減税の

価額基準があり、資本
金規模により、大企
業・中堅・中小企業別、
買取りか、リースかに
より、更に、ハードウ
エア・ソフトウェア別
に、対象商品の最低価
額が決められているの
で、注意が必要である。

そして、五〇%の特
別償却にするか、一
〇%の税額控除にする
かは、個々の企業の選
択となっている。たと
えば、当年度だけの節
税を考慮すれば、「特別
償却」、長期的に判断し
た場合は「税額控除」

：と言うように、我社
にとつてどちらが有利
選択になるかのシミュ
レーションを、しっか
り検討したうえで、導
入を決断されること、
肝である。

「今こそチャン
ス・I T 投資！」
例によつて、詳細は

「貴社の顧問税理士」
にご相談ください。